

木津町区 財産処理(処分)委員会規約

制定 令和6年 4月 1日

(設置)

第1条 木津町区の財産区財産に準ずる財産の処理(処分)を行うため、木津町区財産処理(処分)委員会(以下「本会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本会は、区民の利便並びに地域福祉の向上に寄与するため、使途等について慎重な審議を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、木津川市例規集〔財産区財産に準ずる財産の取扱要綱〕《財産処理委員会》第5条に則り、本会委員は、各町総代、各自治会長をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (区地域長)
- (2) 副会長 1名 (区副地域長)
- (3) 会計 1名 (区会計)
- (4) 監事 1名 (区監事)
- (5) 相談役 若干名 (区相談役・水利組合長)

(任期)

第5条 役員任期は、木津町区役員任期と同じとする。その他、委員任期は各町内会、各自治会に委ねる。

2 任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員又は区民から議案上程の申し出があった場合に、先ず役員会に諮り、必要と認められた場合には委員会開催の日程の取決め及び各委員への通知を行う。
 - (2) 本会の議事運営
 - (3) 本会の決議事項の実施
 - (4) その他、木津町区農業関係財産処理委員会会長及び各関係機関との連携、連絡を密にした情報共有を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 監事は、会計監査を行う。

5 相談役は、本会の活動等に助言する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 1 会長が必要と認めた場合。
- 2 役員3名以上の開催要求があった場合。

(決議事項)

第8条 本会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 財産区財産に準ずる財産の基金の用途を決定すること。
- (2) 本会にて、決議された用途について、その全部、または一部を変更すること。
- 2 議案は、全委員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 議案の決議は、出席委員の過半数の賛同により決定する。
- 4 前項によって可決された事項の執行方法は、その都度決議をもって定める。

(会計)

第9条 会計は、本会の会計報告を木津町区の総会において報告する。

(監査)

第10条 監事は、前条の収支を監査し、木津町区総会において報告する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(活動内容・用途)

- 第12条 本会の用途については、木津川市財産区財産に準ずる財産の取扱要綱に準じ、それ以外の活動である本会で承認された出合い共同活動等に参加した者に、日額(当該年度の京都府最低賃金に準拠した額)相当分を支給する。
- 2 作業員の安全を担保するために適切な損害保険に加入するものとする。
 - 3 動力系機械類の提供者には、燃料費や損料相当分として、1台当たりの刈払機のチップソー1枚相当を支給する。

附則

- 1 この規約は、本会において必要と認めたときは、改廃することができる。
- 2 この規約は、令和6年5月18日から施行する。